（国立大学法人法施行令の一部改正）

2 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第三項の表航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十五条の項中「第百三十五条」を「第百三十五条第一項」に改める。

（民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令の一部改正）

3 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行令の一部を次のように改正する。

第一条中「第四条」を「第五条」に改める。

附則第二条中「附則第六条第一項」を「附則第六条第二項」に、「第四条」を「第五条」に改める。

附則第三条中「附則第十四条第二項第三号」を「附則第十六条第二項第三号」に改める。

文部科学大臣 末松 信介
国土交通大臣 斉藤 鉄夫
内閣総理大臣 岸田 文雄

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和四年七月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百六十三号

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第三十号）附則第百四十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十一年政令第二百九十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条の二第一項を次のように改める。

平成十九年改正法附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成二十二年改正前船員保険法の規定による保険給付（平成二十二年改正前船員保険法附則第五項及び第六項の規定が適用される保険給付に限る。）に係る第一条の規定による改正前の船員保険法施行令（以下この項において「旧船員保険法施行令」という。）の規定の適用については、旧船員保険法施行令第四十条中「平成二十一年八月」とあるのは「令和四年八月」と、同条の表中「平成二十年三月三十一日」とあるのは「令和三年三月三十一日」と、「四万三百三十円」とあるのは「四万六千三百三十円」と、「百二十一万円」とあるのは「百三十九万円」と、旧船員保険法施行令別表第三中「二五・〇三」とあるのは「二五・二九」と、「二二・〇五」とあるのは「二二・二七」と、「二〇・八二」とあるのは「二一・〇二」と、「一九・九〇」とあるのは「二〇・一〇」と、「一八・七七」とあるのは「一八・九六」と、「一八・一二」とあるのは「一八・三〇」と、「一七・八六」とあるのは「一八・〇四」と、「一六・七七」とあるのは「一六・九四」と、「一五・七八」とあるのは「一五・九四」と、「一四・一二」とあるのは「一四・二六」と、「一二・七〇」とあるのは「一二・八三」と、「一一・四五」とあるのは「一一・五六」と、「一〇・三四」とあるのは「一〇・四四」と、「九・四六」とあるのは「九・五五」と、「八・五八」とあるのは「八・六七」と、「七・七三」とあるのは「七・八〇」と、「六・八四」とあるのは「六・九二」と、「五・九八」とあるのは「六・〇四」と、「五・一四」とあるのは「五・一九」と、「四・五二」とあるのは「四・五五」と、「三・九〇」とあるのは「三・九四」と、「三・二九」とあるのは「三・三二」と、「二・六四」とあるのは「二・六七」と、「二・二五」とあるのは「二・二七」と、「二・〇二」とあるのは「二・〇四」と、「一・八五」とあるのは「一・八七」と、「一・七五」とあるのは「一・七七」と、「一・六五」とあるのは「一・六六」と、「一・五六」とあるのは「一・五八」と、「一・四九」とあるのは「一・五〇」と、「一・四二」とあるのは「一・四三」と、「一・三八」とあるのは「一・四〇」と、「一・三四」とあるのは「一・三五」と、「一・二九」とあるのは「一・三二」と、「一・二六」とあるのは「一・二八」と、「一・二三」とあるのは「一・二五」と、「一・一九」とあるのは「一・二〇」と、「一・一六」とあるのは「一・一七」と、「一・一三」とあるのは「一・一四」と、「一・〇八」とあるのは「一・〇九」と、「一・〇六」とあるのは「一・〇七」と、「一・〇五」とあるのは「一・〇六」と、「一・〇二」とあるのは「一・〇三」と、「一・〇一」とあるのは「一・〇二」と、「〇・九九」とあるのは「一・〇〇」と、「〇・九八」とあるのは「〇・九九」と、

「

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇〇
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇〇

」とあるのは「

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの日	一・〇一
平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの日	一・〇一

」と、「

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	一・〇〇

」とあるのは「

平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの日	
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの日	
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの日	
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの日	
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの日	
平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの日	
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの日	
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの日	
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの日	
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの日	
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの日	
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの日	
平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの日	
令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの日	